

# 第 1 章 社会福祉法人の運営と管理

## 第 1 節 事業

社会福祉法人は、法第 2 条に定める社会福祉事業のほか、法第 26 条により公益事業または収益事業を行うことができます。

なお、社会福祉法人が行う事業については、特段の定めのあるものを除き、定款において規定しなければなりません。

### 1 社会福祉事業

社会福祉事業の範囲は法第 2 条に列挙され、また、利用者に対する影響の度合いから、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類されています。

#### (1) 第一種社会福祉事業

第一種社会福祉事業は、主に利用者が入所することにより生活の大部分をその中で営む施設を経営する事業をいいます。

したがって、第一種社会福祉事業は、個人の人権に影響するところが大きく、弊害を伴うおそれがあることから、原則として国、地方公共団体および社会福祉法人に限り経営できることとされ、経営主体に制限が設けられています。(法第 60 条、第 61 条、第 62 条および第 67 条)

(参考) 法第 2 条

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 三の二 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 四 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業
- 五 障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業
- 六 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

## (2) 第二種社会福祉事業

第二種社会福祉事業は、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであって、個人の人権に及ぼす影響のおそれが比較的少ないものであり、その経営の主体については、特に制限が設けられていません。(法第69条)

(参考) 法第2条

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を運営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを運営する事業

四の二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を運営する事業

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある

者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

### (3) 社会福祉法の適用除外

法第2条第4項において、社会福祉事業と内容を同じくするものではあっても、法の上では社会福祉事業としては取り扱わないものが規定されています。

(参考) 法第2条

- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
  - 一 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）
  - 二 実施期間が6月（前項第13号に掲げる事業にあつては、3月）を超えない事業
  - 三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
  - 四 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの
  - 五 前項第13号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度5百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

## 2 福祉サービスの提供体制

社会福祉法人等（社会福祉を目的とする事業を経営する者）が福祉サービスを提供するに当たっての基本理念として、個人の尊厳の保持を旨とすること、さらに、その利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するものであつて、良質かつ適切なものでなければならないとされています（法第3条）。

また、地域住民等と相互に協力しながら、地域における社会福祉の増進に努めるべき責務があること、さらに、福祉サービスが利用者の意向を尊重して提供され、かつ、保健医療その他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ総合的に提供されるように努めなければならないと規定されています（法第4条、第5条）。

なお、国や地方公共団体が、福祉サービスの適切な利用の促進などの措置を講じなければならないことも規定されています（法第6条）。

## 3 公益事業および収益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、法第2条にいう社会福祉事業のほか、必要に応じて公益事業または収益事業を行うことができます。

社会福祉法人が公益事業や収益事業を営む場合には、必ず定款に定めた上で資産なども含めて特別会計として処理しなければなりません（法第26条第2項）。

## (1) 公益事業

公益事業が認められている背景には、法における社会福祉事業は限定列举となっていることから、関連する広義の社会福祉に係る事業については、社会福祉事業に該当しないため、福祉ニーズの多様化に必ずしも十分に対応できないという事情があります。

したがって、公益事業とは、広義の社会福祉に係る事業と考えられますが、公益事業であっても、税法上は収益事業として取り扱われるケースもありますので注意が必要です。

なお、公益事業の一般的要件としては、次の要件が必要です。

ア 公益を目的とする事業であって、法にいう社会福祉事業以外の事業であること。

イ 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

ウ 当該事業は、当該法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあること。

エ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

オ 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てること。

また、公益事業の具体例については、本書掲載の「社会福祉法人の設立および運営に関する法令、通知集」（以下「通知集」という。）第1の2の(6)に記載されています。

### [質疑 1]

Q－特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が有料老人ホームを経営することは、公益事業として認められますか。

A－老人福祉施設を経営する社会福祉法人が有料老人ホームを経営することは、一般に公益事業に該当するとされていますが、その有料老人ホームが一部の富裕な者しか利用できない場合は、公益事業とは認められません。

有料老人ホームの経営が公益事業と認められるためには、社会福祉法人の公共性等から考え、廉価で良質のサービスを提供することが必要です。

なお、社会福祉法人が営利を目的として有料老人ホームを経営することは、社会福祉法人が行う社会福祉事業の純粹性を損なうことから不適當です。

### [質疑 2]

Q－社会福祉法人が公益事業を行うに際して、設備資金（もしくは運営資金）として多額の借入を行うことは認められますか。

A－公益事業に係る多額の借入のため、社会福祉法人の本来事業である社会福祉事業の経営が危険にさらされる可能性がある場合には、当該借入は認められません。

なお、長期の運営資金の借入が必要である公益事業については、借入を行うこと自体、適当ではありません。

## (2) 収益事業

収益事業とは、その収益を社会福祉事業または公益事業に充てることを目的とする事業をいいます。

収益事業の一般的要件としては、次の要件が必要です。

ア 法人の社会的信用を傷つけるおそれのないものであること、または投機的なものでないこと。

イ 当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

ウ 当該法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあり、社会福祉事業を超える規模ではないこと。

なお、次のような事業は、結果的に収益が生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はありません。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合。例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、もっぱら施設利用者の利便に供するための売店を経営する場合

## (3) 収益事業収益の充当先

社会福祉法人の経営の原則のうち経営基盤の自主的な強化に資する観点から、収益事業の収益については、次に掲げるとおり、社会福祉の増進に密接にかかわる公益事業にも充当できることとされています。

ア 法第2条第4項第4号に規定する事業

イ 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、もしくは第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業のうち社会福祉事業以外のもの、または同条第18項に規定する介護予防支援事業、もしくは第8条第21項に規定する居宅介護支援事業

ウ 介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設を経営する事業のうち法第2条第3項第10号に規定する事業（いわゆる無料低額介護老人保健施設事業）以外のもの

エ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号もしくは第3号に規定する社会福祉士養成施設および同法第39条第1号から第3号までに規定する介護福祉士養成施設を営む事業

オ 精神保健福祉士法第7条第2号または第3号に規定する精神保健福祉士養成施設を営む事業

カ 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を営む事業

キ 上記アからカまでに掲げる事業に準ずる事業であって厚生労働大臣が定めるもの

[質疑 3]

Q－社会福祉法人が、収益事業を始めるに際して設備資金（もしくは運転資金）として借入を行うことは適当ですか。

A－社会福祉法人の本来事業である社会福祉事業に影響を与えるおそれがある場合は認められません。

[質疑 4]

Q－収益事業から生じた収益で、収益事業の規模を拡大するために設備投資等を行うことは認められますか。

A－法第26条第1項で、収益事業から生じた収益は社会福祉事業または公益事業（法第2条第4項第4号に掲げる事業その他政令で定めるものに限る。）の経営に充てることとされています。

したがって、収益事業の事業規模拡大のための再投資は認められません。

## 第2節 設 立

### 1 定款の作成

定款は、社会福祉法人のいわば憲法であり、法人は定款に反して行動することはできません。法人は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分および定款を遵守しなければならず、違反したときは所轄庁が解散を命ずることができることになっています（法第56条）。

定款は、原則として、「社会福祉法人定款準則」に基づき作成することとなります。

なお、社会福祉協議会にあっては「全国社会福祉協議会モデル定款」に準拠してください。

法人の特色、実情等に応じて準則等と相違する規定を設ける場合には、その規定が関係法令、通知等に違反しないようにするとともに、文言についても解釈上疑義を生じるなど運営に支障がないよう十分留意する必要があります。当然ながら、法令に抵触する規定は、その規定に関する限り無効とされます。

社会福祉法人に対してその財産を寄附した者等は、国税庁長官の承認を得ると租税特別措置法第40条の特例の適用を受けられますので、寄附者に対する配慮として国税庁長官の承認が得られるよう定款を整備する必要があります。（定款準則等は、この承認が得られるよう整備されており、準則中下線部分が国税庁長官の審査部分となっておりますので、これに反した定款では承認は得られません。）

### 2 定款の記載事項

定款に記載する事項には、必要的記載事項と任意的記載事項とがあり、社会福祉法人の場合は、その特殊性から、一般社団法人または一般財団法人よりも必要的記載事項の範囲が詳

細にわたっています。

### (1) 必要的記載事項

法第31条に定める定款の必要的記載事項は次のとおりです。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 社会福祉事業の種類
- エ 事務所の所在地
- オ 役員に関する事項
- カ 会議に関する事項
- キ 資産に関する事項
- ク 会計に関する事項
- ケ 評議員会を置く場合には、これに関する事項
- コ 公益事業を行う場合には、その種類
- サ 収益事業を行う場合には、その種類
- シ 解散に関する事項
- ス 定款の変更に関する事項
- セ 公告の方法

なお、設立当初の役員は、定款で定めなければなりません。

評議員会を置かない場合には、ケの評議員会に関する事項は不要です。

また、公益事業または収益事業を行わない場合には、コの公益事業の種類に関する事項またはサの収益事業の種類に関する事項は不要です。

定款は、前述のように、社会福祉法人を設立しようとする者が定めるわけですが（法第31条第1項）、以上の必要的記載事項は、その一つを欠いても定款として成立しませんので、特に注意する必要があります。

### (2) 任意的記載事項

任意的記載事項は、社会福祉法人の設立者が定款に規定することを必要と認める事項、例えば、役員でない総裁、名誉会長、顧問、参与等の職を設ける場合の規定や職員の任免に関する規定、会員を置く場合の規定等です。

法律に規定のある事項、すなわち、役員の欠員補充（法第37条）、監事の職務（法第40条）、監事の兼職禁止（法第41条）、会計（法第44条）、合併（法第48条、第49条）等に関する規定は、必要的記載事項ではありませんが、入念規定として定款に掲げておくことが望ましい事項です。

任意的記載事項であっても、一旦これを定款に記載し認可を受けた以上は、その効力については、必要的記載事項と異ならず、当該規定に関しても定款変更の手続きを要します。

## 3 登 記

社会福祉法人は、設立の認可を所轄庁から受け、設立の登記をすることにより成立します（法第34条）。

なお、登記しなければならない事項は、次のとおりです。

- (1) 目的および業務
- (2) 名称
- (3) 事務所
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所および資格
- (5) 存立時期または解散の事由を定めたときは、その時期または事由
- (6) 代表権の範囲または制限に関する定めがあるときは、その定め
- (7) 資産の総額

また、登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記を行う必要があります。

ただし、資産の総額の登記は、事業年度終了後2箇月以内に行えば足りるとされています。

(組合等登記令第3条)

なお、社会福祉法人の場合は一般財団法人等と異なり、登記される役員は代表権を有する者だけとなっていますが、理事が改選され理事長等代表権者が再任された場合でも、(4)については、変更が生じたこととなり重任登記が必要となるので留意してください。(再任の場合は重任登記、新任の場合は就任登記となります。)

#### [質疑 5]

Q一定款の目的事業に、法人が将来実施を予定している事業を記載することは認められますか。

A一将来実施する予定の事業については、必要な要件を具備し、着実な事業計画のもとに確実に事業を行い得る段階に至った時点で、定款変更認可申請を行い、その法人の事業に当該事業を加えるべきであり、予定の段階では、これを目的事業に記載することは認められません。

定款の目的事業に記載される事業は、当該事業が、社会福祉事業であるか否かを問わず、その事業の裏付けとなる資産を備えることを要し、事業計画、収支予算等と一体となり、かつ、法令等で定められた必要な要件を具備していなければなりません。

#### [質疑 6]

Q一社会福祉協議会において、給食サービス、入浴サービス等を実施（市町村からの受託事業として実施する場合を含む。）する場合、これらの事業を目的事業に明記する必要がありますか。

A一社会福祉法人は、定款の目的事業に記載されていない事業は実施できないものであり、社会福祉協議会が実施する給食サービス、入浴サービス等についても、当該事業が相応の規模を有し、かつ、継続的に実施する計画であれば、定款の目的事業に明記することが必要となります。

なお、その事業規模が極めて小規模であり、かつ、実施期間が長期にわたらない



予定である場合には、「その他本会の目的達成のために必要な事業」の号で読み取ることとなります。

### 第3節 資産

#### 1 概説

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。

したがって、法人を設立する場合には、その法人が目的とする社会福祉事業を行うのに必要とされる資産を所有する必要があります。

必要とされる資産とは、目的とする事業の種類および規模により異なりますが、一般的には、その事業を所定の基準に従って運営するのに必要な施設を所有しているか、またはその目的を達成するために使用できる権利（使用権等）が確実に設定されており、かつ、その事業経営に必要な運用資産があるか、またはこれを確実に生み出しうる財源のあることが必要です。

#### (1) 基本財産

社会福祉法人にとって資産は、法人の成立要件であり、法第25条において「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と規定されています。

法人の持つ資産のうち、基本財産については、その他の財産（運用財産、公益事業用財産および収益事業用財産）と会計上区分して取り扱うとともに、これを処分し、または担保に供する場合には市長の承認を受けなければなりません。基本財産は法人存立の基盤となるものであり、その散逸を防止するために厳重な管理が要請されることから、これらを定款上に明記することとされています。

なお、目的遂行上、必要やむを得ない場合に限り市長の承認を得て、これを処分することができることになっていますが、この制限は、売却処分することはもとより抵当権その他の担保権を設定する場合にいても同様に取り扱われます。

ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合および独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）には、定款に「函館市長の承認は必要としない。」と規定することができます。

次の財産は、必ず基本財産としなければなりません。

##### ア 社会福祉施設を経営する法人

法人が経営するすべての施設について、その施設の用に供する不動産

##### イ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会および共同募金会を除く。）

原則として1億円以上に相当する資産

なお、これ以外の資産であっても、法人が重要と認める資産は基本財産として差し支えありません。

## (2) 運用財産

基本財産、公益事業用財産および収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産となります。

運用財産の処分等については特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものについては、みだりに処分することはできません。

## (3) 公益事業用財産および収益事業用財産

公益事業用財産および収益事業用財産は、それぞれの目的に供される財産であり、社会福祉を目的とする財産と明確に区分して、それぞれの特別の会計として管理しなければなりません。(法第26条第2項)

ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。

### [質疑 7]

Q－社会福祉法人の基本財産または運用財産を公益事業または収益事業に使用することは認められますか。

A－公益事業または収益事業に関する会計は、社会福祉事業に関する会計と明確に区分しなければならず、このことは金銭の流れだけに限らず、公益事業または収益事業に供する不動産および動産についても同様です。

したがって、法人の基本財産もしくは運用財産を公益事業または収益事業のために使用することは認められません(事業規模が小さい公益事業で、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない場合を除く)。

## 2 社会福祉施設の経営を行う社会福祉法人の設立に必要な資産

社会福祉施設を経営する社会福祉法人を設立する場合には、原則として、施設経営を行うのに直接必要なすべての物件について、所有権を有していなければなりません。すなわち、施設経営を行う場合には、土地、建物、設備、備品等が必要となり、これらすべてについて、法人が所有権を有していることが必要となります。

ただし、特別な場合には、これらの資産を国または地方公共団体からの貸与または使用許可を受けて使用することもできます。

また、特別養護老人ホーム等の施設を設置する場合は、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができるとされています(通知集第2の1の(2))。

なお、敷地部分など一部の不動産に限り国または地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても、差し支えありませんが、この場合には、その事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。この場合の賃借料は極力低額であることが望ましく、法人が長期間にわたって安定的に支払う能力のあることが必要です。

言うまでもありませんが、当該法人の理事長または当該法人から報酬を受けている役員等

から賃借により貸与をうけることは、望ましくありません。

さらに、法人の資産として所有する物件のうち、経営するすべての施設について、その施設の用に供する不動産は、基本財産としなければなりません。これらの不動産について、国または地方公共団体からの貸与または使用許可を受けている場合で、法人が不動産を所有していない場合には、別に1,000万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。

このほか、法人設立当初には、運用財産のうちに当該法人の年間事業費の1/2に相当する現金、預金等を有していなければなりません。

なお、指定介護老人福祉施設等を新たに開設する場合には、当初の介護保険料の支払いが数箇月先になるため、年間事業費の1/2以上に相当する現金、預金等を有していることが望ましいとされています。

[質疑 8]

Q－社会福祉事業を行うのに必要な不動産について、国または地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合において、その事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定しなければならないとされていますが、この場合必ず登記しなければなりませんか。

A－事業の継続性、安定性等を確保する観点から、施設が存続していく将来にわたって当該不動産の売買、相続などによって権利が移転する事態が皆無とは言えませんので地上権または賃借権の登記は必ず行ってください。

[質疑 9]

Q－現在、社会福祉事業を行うのに必要な不動産について、国または地方公共団体以外の者から賃借していますが、登記は行っていません。この場合も賃借権の登記を行う必要がありますか。

A－現在賃借しているもの（未登記）についても、登記しなければなりませんので、所有権者と十分協議してください。

なお、賃借料の支払財源が、理事長等の寄附によることになっている場合は、その期間が相当長期間に及ぶことから、寄附の継続性等その確実性について慎重に判断する必要があります。

### 3 社会福祉施設の経営を行わない社会福祉法人の設立に必要な資産

社会福祉施設を経営しない法人の場合、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあるため、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要です。

したがって、社会福祉施設を経営しない社会福祉法人（社会福祉協議会および共同募金会

を除く。)を設立する場合は、基本財産として、原則として1億円以上に相当する資産を有していなければなりません。

なお、児童居宅介護等事業などの経営を目的として法人を設立する場合は、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができるとされています(通知集第2の2の(1)のエ)。

[質疑 10]

- Q－社会福祉施設を経営しない社会福祉法人を設立する場合(社会福祉協議会および共同募金会を除く。)には、基本財産として原則1億円以上に相当する資産を有していなければならないとされていますが、この資産とは不動産でも認められますか。
- A－不動産は価値が大きく変動する可能性があり、設立後の収入を安定的に確保するという趣旨からは、現金の方が望ましいと考えられます。

#### 4 資産の管理

法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)は、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産または過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があります。

##### (1) 基本財産

基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、または利用価値を生ずる方法で行うことが必要です。

次のような財産または方法で管理運用することは、原則として適当ではありません。

- ① 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)
- ② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)
- ③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

##### (2) 運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産

基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいとされています。

なお、株式投資または株式を含む投資信託等による管理運用は認められていますが、この場合、定款に規定のうえ、株式に換えて保管することをあらかじめ理事会で議決をしなければなりません。さらに子会社の保有のための株式の保有等は認められず、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られています。

また、株式の保有については、通知集第2の3の(4)に注意してください。

## 5 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定しなければなりません。(法第31条第3項)

なお、定款において帰属者を定めずに解散した場合には、残余財産は国庫に帰属することになります(法第47条)。

[質疑 11]

Q—残余財産を寄附者に帰属させる旨を定款で定めることは認められますか。

A—そのような定款であれば、社会福祉法人の設立は認められませんし、定款の変更も認められません。

また、定款に違反して寄附者に帰属させることも認められません。

## 第4節 機関

社会福祉法人には、役員として理事および監事をおこななければなりません。

また、評議員会を設置することができます。

### 1 理事

理事は、法人の内部事務を処理するとともに、対外的には、法人を代表する役員であり、監事とともに常置必須の機関です。

定数や選任方法など理事に関する事項は、定款に規定しなければなりません(法第31条第1項)。

#### (1) 定数

理事の数は、法第36条第1項において3名以上置くこととされていますが、法人運営の適正確保のため、定款準則第5条(備考)において、6名以上の確定数とされています。

なお、確定数とは、6名といった決まった数のことですので、6名～8名といった不確定数にすることはできません。

#### (2) 選任

理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱することとなっています(定款準則第7条第1項)が、評議員会を設置する場合には、評議員会において、選任することが適当です。

理事は、社会福祉事業に熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営について確実に職責を果たし得る者でなければなりません。

したがって、その選任に当たっては、定款等の規定に従うとともに、次の点に留意してください。

ア 社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者を加えること。

- イ 広域法人にあつては、それぞれ施設を設置している当該地域の者を加えることが望ましいこと。
- ウ 施設を経営する法人にあつては、施設長等を理事に加えること。
- エ 評議員会を設置していない法人にあつては、施設長その他の施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- オ 理事として1人以上参加することとされている施設長等は、施設の経営の実態を法人運営に反映させることができる者であれば、必ずしも施設長または施設の職員に限られるものではないこと。
- カ 当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者が、理事総数の3分の1を超えないこと。
- キ 社会福祉協議会にあつては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、単位とする地方公共団体の区域において社会福祉事業を経営する団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を理事に加えること。

なお、関係行政庁の職員が法人の役員になることは、法第61条に規定する公私分離の観点から適当ではありません。特に、地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長等の役員に就任することは認められません。

ただし、社会福祉協議会および社会福祉事業団については、この限りではありません。

[質疑 12]

Qー社会福祉法人の理事が地元で商店を営んでいます。地元で当該種別の商店が他にないため、当該商店と取引を行っています。この場合、当該理事は理事として不適当ですか。(例：法人の経営する施設で用いる給食材料等を理事が経営する店から購入する場合)

Aー国の通知において、「当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者を、理事総数の3分の1を超えて選任しないこと。」とされており、この場合、他の理事の状況等も含めて判断することとなり、一概に不適当とは言えません。

なお、実際に当該理事と取引を行う場合は、社会常識に照らした上で妥当なものかを十分検討し、地域住民の誤解を招かないよう配慮する必要があります。

また、法人が理事の経営する営利企業と取引を行う場合には、入札価格の決定、業者の選定等を理事会で協議および議決する際に、当該理事の退場を求め、他の業者と同一の条件で入札等に参加させるなど、十分な配慮が必要です。

※ 定款準則第9条第7項および同条(備考)(5)により、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができないこととされています。

### (3) 任 期

理事の任期は、特定の理事による専制化や不正行為を防止するため、2年を超えることはできないとされています。ただし、再任は妨げません。(法第36条第2項)

### (4) 親族等の人数の制限

任期と同様に、特定の役員による専制化や不正行為の防止、さらに、財産保全のために法人を私物化することのないよう、理事には、親族等の人数の制限があります(法第36条第3項)。

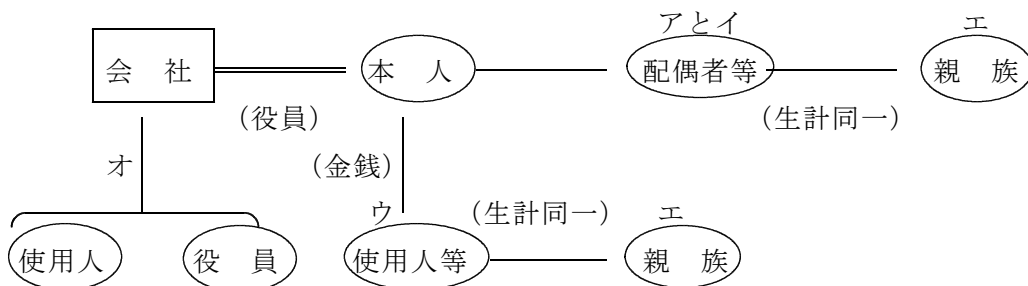
なお、定款準則第5条(備考)(2)では、この趣旨をより徹底するため、次のように理事の数に応じて親族等の人数を制限することとしています。

(理事定数)	(親族等の人数)
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名

親族等とは、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいい、その内容は次のとおりです。

- ア 当該役員と親族関係にある者。具体的には、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族
- イ 当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該親族関係を有する役員等の使用人および使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イまたはウに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- オ 当該親族関係を有する役員等およびイからエまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号[定義]に規定する役員(①において「会社役員」という。)または使用人である者
- ① 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
- ② 当該親族関係を有する役員等およびイからエまでに掲げる者ならびにこれらの者と法人税法第2条第10号[定義]に規定する政令で定める特殊の関係にある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

#### 親族等の関係のある者(図式)



## (5) 欠格事項

次の事項に該当する者は、社会福祉法人の理事となることはできません（法第36条第4項）。

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 生活保護法，児童福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，または執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 前号に該当する者を除くほか，禁固以上の刑に処せられ，その執行を終わり，または執行を受けることがなくなるまでの者

エ 法第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

## (6) 欠員補充

理事に欠員が生じた場合については，定数の3分の1を超える者が欠けたときは，遅滞なくこれを補充しなければならないとされており（法第37条），理事の職務の重要性から，1名でも欠員が生じた場合には，速やかに適任者を補充するようにしてください。

なお，補充された役員の任期は，前任者の残任期間となります。

## (7) 理事の権限

理事は，すべて社会福祉法人の業務について，社会福祉法人を代表すると定められていますので（法第38条），理事長だけでなく，理事全員が法人の一切の事務について等しく責任を持っていると言えます。

しかし，定款でその代表権を制限することができることとされており（法第38条），対外的な取引や契約等に際しては，責任体制を明確にするために，理事長が法人を代表することとされています（定款準則第5条）。ただし，法人内部における重要な事項の決定は，すべて理事会において定款の規定に基づき決定することとなっており，理事長が独断的な法人運営を行うことのないようにしなければなりません。

理事長に事故があるときまたは欠けたときは，理事長があらかじめ指名する他の理事が，順次理事長の職務を代理することとなっています（定款準則第10条第1項）。

なお，法人を代表する理事を複数選任することも可能です。

また，法人と理事（長）との利益が相反する事項および双方代理となる事項については，当該理事は代表権を有しないとされていますので注意が必要です（民法第57条および第108条）。

### [質疑 13]

Q—定款準則第10条第2項に「理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については，理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。」と規定されていますが，次の事項について見解を伺います。

1 この規定の具体的適用例

2 特別代理人の選任について，職務代理者と同様に理事長があらかじめ指名する



ことはできないのか。

- 3 理事長から寄附を受けた場合、領収書を発行する際にも、特別代理人の名前で領収書を発行しなければならないのか。

A-1 この規定の具体的適用例

(1) 利益相反行為

ア B法人の理事長Aが所有する土地を同法人に売却する場合

イ B法人の理事長Aが経営する商店から、同法人が物品を購入する場合

(2) 双方代理の例

B法人の理事長Aが経営するC会社から、同法人が物品を購入する場合

A-2 定款準則第10条第1項において、「理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次理事長の職務を代理する」と規定されていますが、この趣旨は、理事長が病気等の理由により職務の執行ができなくなった場合に備えて、職務代理者をあらかじめ指名しておくものです。

したがって、定款準則第10条第1項と第2項はその趣旨を異にしており、第2項の理事長の権限濫用から法人を保護するという趣旨からも、特別代理人については、理事長の指名ではなく、理事会で選任する必要があります。

A-3 寄附金を受領した後、領収書を発行する行為は債務が履行された後の事実行為であり、かつ、利害の相反する行為でもないことから、特別代理人から領収書を発行する必要はないものと考えます。

## (8) 解任

定款準則には理事の解任（解職）に関する規定は設けられていませんが、法第56条第3項において、所轄庁は、社会福祉法人に対しその役員解職を勧告することができる規定されており、また、法第58条第2項において、厚生労働大臣または地方公共団体の長が、社会福祉法人に対しその役員解職を勧告する権限を有すると規定されていることは、社会福祉法人において役員解職をなしうることを前提としているものであり、理事の解職は可能です。

なお、理事の解職の要件は、理事の選任の要件と同様と考えられ、定款準則に沿って定款が作成されている場合は、理事総数の3分の2以上の同意を得れば、理事長は理事を解職できます。

## 2 理事会

理事が、業務執行や意思決定の権限を行使する場として理事会があります。

法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決すると定められており（法第39条）、理事会を適切に開催し、日常の業務として理事会が定めるものを理事長が専決する以外は、法人の業務および重要案件等の処理については、すべて理事会で審

議し決定することが必要です。

以下、定款準則に沿って定款が作成されている場合の例を示します。

### (1) 理事会の成立

理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することはできません。この場合の理事総数とは、現に就任している理事の数です。

また、理事会の開催通知は、少なくとも会議の5日前までに理事全員に届くように通知し、かつ、議案およびその内容についても通知するようにしてください。

理事間の持ち回りによる開催は認められませんし、代理出席や他の理事に委任状を託す形での出席も認められません。

議長は会議の都度選任することになります。

(例) 理事定数12名、欠員1名、現在数11名の場合

8名以上出席で理事会成立  $11 \times 2 / 3 = 7.33 < 8$

### (2) 理事会の議決

一般的な議案については、理事総数の過半数で決めますが、理事の選任や定数の変更など定款において「理事総数の3分の2以上の同意」とされている事項について議決する場合は、その規定を遵守してください。

いずれの場合も、当日、理事会に出席している理事数に対する比率ではなく、その時点における理事の現在員数を分母としている点に留意してください。

なお、欠席する理事が書面をもって表決に参加することを認める場合は、定款にその旨規定する必要があります（定款準則第9条（備考）(3)）。

(例) 理事定数12名、欠員1名、現在数11名、出席理事8名で6名賛成の場合

- ・ 一般議案については、議決成立  $11 \times 1 / 2 = 5.5 < 6$
- ・ 重要議案については、議決不成立  $11 \times 2 / 3 = 7.33 > 6$

### (3) 議事録

理事会を開催したときは、必ず正確な議事録を作成し保存しなければなりません。議事録がなければ、議決されたことが確認できませんので、議決の存在を対外的に証明することができません。

また、出席した理事の間でも、事後になって議決の内容を確認できないこととなります。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第78条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、法第29条により社会福祉法人にも準用されますので、議決における各理事の賛否についても明確に記録しておく必要があります。

(参考) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条（代表者の行為についての損害賠償責任）

一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

議事録には発言の一言、一言まで記載する必要はありませんが、最低限、次の事項について明確に記録してください。

- ア 開催年月日，時間，場所
- イ 出席者の役職および氏名
- ウ 理事定数および現在数
- エ 理事会の定足数（定款の規定により，当該会議が有効に成立している旨）
- オ 議長および議事録署名人（2人）の選任に関する事項
- カ 審議された議案（簡潔に要旨を記載，「別紙により説明」とはしない。）
- キ 議案に関する質疑応答等の要旨（発言者の職・氏名）
- ク 議案に関する表決の結果（議案に反対の理事がいる場合，その氏名）
- ケ 「以上この議事録が正確なものであることを証するため議事録署名人左記（下記）署名する」との文言
- コ 議長およびその会議において選任された議事録署名人2人の署名または記名押印
- サ 署名年月日

### 3 監事

監事は法人の監査機関であり，法人内部のチェック機能として重要な位置を占めているため，社会福祉法人では理事とともにこれを常置必須の機関としています。

監事の選任方法等については，理事の場合と同様に，定款でこれを定めなければなりません。

なお，任期，欠格条項および欠員補充については，理事の場合と同様です。

#### (1) 定数

監事は1人以上置かなければならないとされていますが（法36条第1項），より厳正を期すため，2人以上置くこととされています（定款準則第5条（備考）（1））。

#### (2) 選任

監事は，理事会で選任することとなっていますが（定款準則第7条第2項），評議員会を設置する場合には，評議員会において選任することが適当です。

なお，監事の選任に当たっては，定款の規定に従うとともに，監事の特异性から，次の事項に留意してください。

- ア 監事のうち1人は，法人の財産状況等の監査を行える者であり，法第44条に規定する財務諸表を監査し得る者であること。
- イ 監事のうち1人は，社会福祉事業について知識経験を有する者または地域の福祉関係者であること。
- ウ 監事は，当該法人の理事，評議員および職員またはこれに類する他の職務を兼任することができないこと。

エ 監事は、他の役員と親族その他特殊の関係があってはならないこと。

オ 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

### (3) 職務

監事の職務は法第40条で次のように定められています。

ア 理事の業務執行の状況を監査すること。

イ 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。

ウ 理事の業務執行の状況または社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。

エ 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。

オ 理事の業務執行の状況または社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

監事は、監査機関という性質上、複数の監事がいても各自単独にその職務を行うべきですが、監事が共同してその職務を行うことを妨げるものではありません。

また、法人の中には、監事の役割が「会計監査」とどまり、法に定められた「理事の業務執行状況の監査」という重要な使命を十分に果たしていない例も見受けられます。

特定の理事による独断的な法人運営を排除し、民主的な法人運営を行うためにも、監事が自らの役割の重要性を再認識することが必要です。

なお、監査を実施するに当たっては、少なくとも四半期に1回程度は行う必要があります。

さらに、社会福祉法人の会計基準や経理事務については、近年、専門的かつ複雑になっていることから、法人として外部の専門家による監査を導入し、助言を得ることも必要です。

## 4 評議員会

社会福祉法人は、評議員会を設けることができます（法第42条第1項）。

評議員会は、社会福祉法人の公共性から、一部の経営者によって社会福祉事業の経営に適正を欠いたり、営利の追求を行ったりすることのないよう、広く関係者の意見を聞くことによって、民主的で適正な事業運営を図るために、設置が求められているものです。

原則として、すべての社会福祉法人は評議員会を置くこととされていますが、都道府県または市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業、保育所を運営する事業（保育所を運営する事業と併せて行う、児童福祉法の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれかまたは両方の事業を含む。）または介護保険事業のみを行う法人については、この限りではありません。

## (1) 組織

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって構成します（法第42条第2項）。

これは、理事と評議員との兼職が禁止されていない結果、理事全員が評議員を兼ねた場合、理事会と別個の機関としての評議員会を設置する趣旨から、理事が評議員会を実質的に支配することがないように規定したものです。

## (2) 評議員の委嘱

評議員は、社会福祉事業に関心を持ちまたは学識経験のある者で、法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を得て、理事長が委嘱することとなっており（定款準則一評議員の資格等）、評議員の委嘱にあたっては、定款等の規定に従うとともに次の点に留意してください。

ア 当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者を、評議員総数の3分の1を超えて選任しないこと。

イ 各評議員と親族等特殊の関係があるものを、評議員の定数に応じて次の制限数を超えて選任しないこと。

(評議員定数)	(親族等の人数)
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名

ウ 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。

また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

エ 社会福祉協議会にあつては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

オ 評議員会を委任状出席で行うことは、適当でないこと。

## (3) 評議員の任期

評議員の任期は、理事と同様に、2年とされています。ただし、再任は妨げません。（定款準則一評議員の任期）

## (4) 評議員会の権限

評議員会を設置した場合には、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要です。

## (5) 評議員会の成立

評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することはで

きません。この場合の評議員総数とは、現に就任している評議員の数です。

また、評議員会の開催通知は、少なくとも会議の5日前までに評議員全員に届くように通知し、かつ、議案およびその内容についても通知するようにしてください。

評議員間の持ち回りによる開催は認められませんし、代理出席や他の評議員に委任状を託す形での出席も認められません。

議長は会議の都度選任することになります。

(例) 評議員定数24名、欠員1名、現在数23名の場合

12名以上出席で評議員会成立  $23 \times 1 / 2 = 11.5 < 12$

## (6) 評議員会の議決

評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決めますが、評議員総数は、当日、評議員会に出席している評議員数に対する比率ではなく、その時点における評議員の現在員数を分母としている点に留意してください。

なお、欠席する評議員が書面をもって表決に参加することは想定されておりません。

(例) 評議員定数24名、欠員1名、現在数23名の場合

12名以上の賛成で議決成立  $23 \times 1 / 2 = 11.5 < 12$

(出席評議員が12名の場合は全員(議長を含む。)の賛成が必要となります。)

## (7) 議事録

評議員会を開催したときは、必ず正確な議事録を作成し保存しなければなりません。議事録がなければ、議決されたことが確認できません。

議事録には発言の一言、一言まで記載する必要はありませんが、最低限「2 理事会」の「(3) 議事録」についてを参考に、明確に記録してください。(理事を評議員と読み替えること。)

## 第5節 情報の公開と苦情の解決

利用者の立場に立った福祉制度を構築するため、利用者自らが施設などサービス提供事業者を選択できるという仕組みが導入されています。

このため、社会福祉法人は、事業経営の透明性の確保と福祉サービスの質の向上に努めなければなりません。

### 1 財務諸表等の開示

社会福祉法人は、会計年度終了後2箇月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書を作成し、これらに関する監事の意見を記載した書面とともに各事務所に備え置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者やその他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供するとともに(法第44条第4項)、法人の広報やインターネットを活用し、自主的に開示することとなっています。さらに、法人の役員および評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公

表することが望ましいとされています。

なお、監事の意見を記載した書面を備えおくことで、監事の責任を明らかにするとともに福祉サービスの利用を希望する者や利害関係人からの閲覧の求めに応じるよう義務を課しています。これらの書面の備え付けを怠ったり、記載すべき事項を記載しなかったり、不実の記載をした場合においては、法人の理事、監事は、20万円以下の過料に処するとされています。(法第134条第4号)

また、函館市においては、函館市情報公開条例(平成13年函館市条例第7号)に基づき、市民の方々等から請求があった場合には、各法人から提出されたこれらの書類のうち個人情報等を除き、原則として公開することとなっています。

## 2 サービス情報の提供

福祉サービスを利用しようとする者が、その福祉サービスの詳しい情報を適切かつ円滑に入手し、利用契約の際の判断に役立つよう、社会福祉事業の経営者は、経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うとともに(法第75条第1項)、利用の申込みがあった場合には、当該福祉サービスを利用するための契約の内容およびその履行に関する事項について説明することが求められています(法第76条)。

利用契約が成立したときには、経営者の名称や事務所の所在地、福祉サービスの内容や利用料金など厚生労働省令で定める事項を記載した書面を利用者に交付します(法第77条)。

また、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行い、常に福祉サービスを受ける者の立場に立ち、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければなりません(法第78条)。

## 3 苦情の解決

社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません(法第82条)。

苦情解決体制については、苦情解決責任者や苦情受付担当者の任命や第三者委員の設置が必要です。

なお、苦情解決責任者は、施設長や理事等とされ、第三者委員については、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者で世間から信頼性を有する者であること、また、複数であることが望ましいとされています(第三者委員の例示:理事と兼務していない評議員、監事または監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など)。

また、北海道社会福祉協議会に北海道福祉サービス運営適正化委員会が設置されており、同委員会に利用者等が直接苦情解決の申し出を行うことができるようになっているほか(法第83条)、本市には函館市福祉サービス苦情処理委員が設置されており、苦情の相談を受けています(函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例)。

## 第6節 社会福祉法人に対する監督

### 1 所轄庁

社会福祉法人の認可、指導、監督等に関する所轄庁は都道府県知事となっていますが、主

たる事務所が政令指定都市（札幌市）または中核市（函館市、旭川市）であって、実施事業が当該政令指定都市または中核市の区域を超えない場合には、それぞれの市長が所轄庁となり、2以上の都道府県の区域において事業を行う場合は厚生労働大臣が所轄庁となります。

（法第30条）

なお、北海道内で事業を行う法人の所轄庁は、次のとおりです。

（函館市長が所轄庁となる法人）

- ・ 函館市の所管区域のみで事業を行う法人－函館市長

（函館市長以外が所轄庁となる法人）

- ・ 北海道と他の都府県において事業を行う法人－厚生労働大臣（北海道経由）
- ・ 北海道の各総合振興局および振興局、札幌市、旭川市および函館市の所管区域のうち、2つ以上の所管区域において事業を行う法人－北海道の本庁（保健福祉部施設運営指導課）
- ・ 北海道の1つの総合振興局および振興局の所管区域のみで事業を行う法人－北海道の各総合振興局および振興局（保健環境部保健福祉室社会福祉課）
- ・ 札幌市または旭川市の所管区域のみで事業を行う法人－札幌市長または旭川市長

## 2 一般的監督

社会福祉法人に対する一般的監督は、それぞれの所轄庁が行うこととされています（法第56条第1項）。

函館市の区域内のみで事業を行っている法人については、函館市長が一般的監督を行います。

一般的監督の内容は、次のとおりです。（法第56条）

- (1) 業務または会計の状況に関する報告の徴収、業務および財産の状況の検査
- (2) 是正命令
- (3) 業務停止命令および役員解職勧告
- (4) 解散命令

なお、社会福祉法人の設立から、その後の定款変更、基本財産の処分、基本財産の担保提供等については、いずれも所轄庁の認可、承認が必要です。

特に、定款変更、基本財産の処分および担保提供については、事業を開始した後、あるいは処分または担保提供後になされることがないように、事業計画が固まった段階で事前に承認を受けてください。

また、毎会計年度終了後3箇月以内に、前会計年度の貸借対照表および収支計算書を添付して現況報告書を所轄庁に提出してください。その他、監査関係の資料についても提出してください。

（参考）法第56条

厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要が



あると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員 の解職を勧告することができる。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

(以下略)

### 3 助成に伴う監督

法第61条において、国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者のそれぞれの責任が定められています。

この規定では、社会福祉事業についての国や地方公共団体の責務とともに、行政は社会福祉法人等の自主性を重んじて不当な関与を行わないこと、さらに、社会福祉法人等も、不当に行政からの財政的・管理的援助を求めないこととして、社会福祉法人等が経済面でも運営面でも行政からの独立性を保つことが求められています。

ただし、国や地方公共団体が、社会福祉法人（施設）に対して福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を、他の社会福祉事業を営む者に委託することを妨げるものではありません。

戦後まもなくの社会福祉事業法制定当時は、民間社会福祉事業の担い手は「慈善事業家」と言われる篤志家が主体となっていたため、このような原則のもとに社会福祉事業が推進されてきました。

しかし、これだけでは、多様化する福祉需要に応えられないことから、国や地方公共団体による民間社会福祉施設の整備等に対する助成制度が設けられました。このような助成は、当然ながら国民の税金をもとにしたものであり、その助成の目的が有効に達せられるよう、社会福祉法人に対して助成を行った場合には、法第56条による一般的な監督の他に、次のような措置を採ることができることになっています（法第58条第2項）。

(1) 事業または会計の状況に関し報告を徴すること。

(2) 助成の目的に照らして社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合は、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

(3) 役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分または定款に違反した場合は、その役員 の解職を勧告すること。

また、社会福祉法人が以上の措置に従わなかったときは、国または地方公共団体は、助成した現金や財産の一部の返還を命ずることができることになっています（法第58条第

3項)。

#### **4 事業に伴う監督**

社会福祉事業の実施について市長は、事業の実施が適正に行われているかどうかについて調査を行うこと（法第70条）、事業が許可の条件等に適合しないときは必要な措置をとるべく改善を命ずること（法第71条）、さらに、調査を拒んだり、改善命令に違反したとき、事業に関して不当に営利を図ったり、福祉サービスの提供を受ける者の処遇について不当な行為をしたときなどには、事業経営を制限したり停止を命じたりすることができることとされています（法第72条）。